

2 第五次箕面市子どもプランの「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」における代用計画の策定について

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が改正され、市町村子ども・子育て支援事業計画（本市における「箕面市子どもプラン」）の必須記載事項として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項が追加されました。

併せて、国の指定する様式で代用計画を定めることにより、市町村子ども・子育て支援事業計画の変更に代えることができるとされたことから、当該代用計画を定めるにあたり意見を求めるものです。

➤ 代用計画の内容

【資料 2-2】のとおり

➤ 現行の「箕面市子どもプラン」

【資料 2-3】のとおり